

2025 年 11 月吉日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

「＜七十七＞投資信託取引規定・約款集」改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社七十七銀行では、令和7年度税制改正に伴い、「＜七十七＞投資信託取引規定・約款集」に記載しております約款を下記のとおり一部改正いたします。

なお、改正後の約款は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

記

1. 改正する約款（改正対比表は別紙のとおり）

- （1）非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
- （2）未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

2. 改正日

2025 年 12 月 1 日（月）

※改正後の約款は、当行ホームページに掲載いたします。

以 上

「<七十七> 投資信託取引規定・約款集」改正対比表（改正箇所のみ記載）

1. 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

（下線部が改正箇所）

現 行	改正後	備 考
1.（約款の趣旨） （1）この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約について、同条第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 （2）お客様が当行で、この規定に基づき、法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する「特定非課税累積投資契約」（特定累積投資勘定に係るもの）を締結されるには、併せて当行との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「<七十七> 積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。	1.（約款の趣旨） （1）この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 （2）お客様が当行で、この規定に基づき、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する「特定非課税累積投資契約」（特定累積投資勘定に係るもの）を締結されるには、併せて当行との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「<七十七> 積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。	

現 行	改正後	備 考
(3) お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「<七十七> 投資信託取引規定・約款集」その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。この規定と、当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」および「<七十七> 積立投信取扱規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この規定が優先するものとします。 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、	(3) お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「<七十七> 投資信託取引規定・約款集」その他の当行が定める契約条項及び<u>租税特別措置法</u>その他の法令によります。この規定と、当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」および「<七十七> 積立投信取扱規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この規定が優先するものとします。 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、</u>	

現 行	改正後	備 考
既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」</u>又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	

現 行	改正後	備 考
(2)「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	(2)「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」</u>又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」</u>が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	

現 行	改正後	備 考
(3) (省略) (4) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① (省略) ② (省略) (5) お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。	(3) (省略) (4) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ① (省略) ② (省略) (5) お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。	

現 行	改正後	備 考
なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (6) 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。 (7) (省略)	なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により「勘定廃止通知書」を提供します。 (6) 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。 (7) (省略)	

現 行	改正後	備 考
(8) お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 (9) (省略)	(8) お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項第 2 号の規定により、お客様に係る<u>変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</u> (9) (省略)	

現 行	改正後	備 考
2の2. 非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、<u>当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合</u>、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。 3. 特定累積投資勘定の設定 （1）（省略）	2の2. 非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、<u>当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合</u>、<u>当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。</u>その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。 3. 特定累積投資勘定の設定 （1）（省略）	

現 行	改正後	備 考
(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 3の2～12（省略） 13. 契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①（省略）	(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。）があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に当該廃止通知の提出又は提供があつた場合には、同日）において設けられます。 3の2～12（省略） 13. 契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①（省略）	

現 行	改正後	備 考
②租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日までの間で当行が定める日 ③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日） ④（省略）	②租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日までの間で当行が定める日 ③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日） ④（省略）	

2. 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

現 行	改正後	備 考
1. 約款の趣旨 (1) この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社七十七銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。	1. 約款の趣旨 (1) この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、租税特別措置法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社七十七銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。	

現 行	改正後	備 考
2) (省略) (3) (省略) 2～3 (省略) 4. 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条および第 24 条第 1 項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）又は継続管理勘定において処理いたします。 5～8 (省略) 9. 未成年口座及び課税未成年者口座の廃止 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	(2) (省略) (3) (省略) 2～3 (省略) 4. 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条および第 25 条第 1 項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）又は継続管理勘定において処理いたします。 5～8 (省略) 9. 未成年口座及び課税未成年者口座の廃止 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 また、次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当行は当該未成年者口座及び当該課税未成年者口座を廃止いたします。	

現 行	改正後	備 考
追加 10 (省略) 11. 出国時の取扱い (1) (省略) (2) (省略) 追加 12～23 (省略) 24. 未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。	(1) 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 (2) お客様がその年1月1日において18歳である年の1月1日 (3) 2026年1月1日 10 (省略) 11. 出国時の取扱い (1) (省略) (2) (省略) (3) 当行が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。 12～23 (省略) 24. 未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。	

現 行	改正後	備 考
25 (省略) 26. 非課税口座のみなし開設 (1) 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) (省略) 27. 本契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (省略) ②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	25 (省略) 26. 非課税口座のみなし開設 (1) 2024 年以後の各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) (省略) 27. 本契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (省略) ②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	

現 行	改正後	備 考
③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ (省略) ⑤お客様が出国の日の前日までに第 11 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ (省略)	③第 9 条に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ (省略) ⑤お客様が出国の日の前日までに第 11 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに第 11 条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ (省略)	

以 上